

「緊急事態宣言」発出に伴う各校園・スイミングスクールの対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が4月25日～5月11日の期間、大阪府を含む4都府県に4月23日発出されました。

大阪初芝学園が設置する初芝立命館中学校・高等学校、初芝富田林中学校・高等学校、初芝橋本中学校・高等学校、はつしば学園小学校、およびはつしば学園幼稚園については、各所管の行政の通知に基づき、感染予防対策を再徹底した上で教育活動を継続してまいります。初芝スイミングスクールについては、緊急事態宣言期間中の営業時間を午後8時までに短縮し、営業してまいります。

詳細につきましては、各校園等のホームページをご覧ください。